

総会（第2回）議事録

1 開催日時 令和8年5月26日（火）14時10分～16時00分（議案審議）

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
9番 川副 博司	10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 開田 陽子
13番 渡邊 和秋	14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治			

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 岩崎 照美	2番 松尾 慎二	3番 小野 重幸	4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄	6番 富浦 春男	7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之	10番 山上 傳	11番 井本 忠之	12番 井川 春彦
13番 久保 和幸	14番 瀬戸口裕子	15番 森 良広	16番 野田 善則
17番 山本 治義	18番 小川 良一	19番 山口 周次	

4 欠席委員（1名）

○農業委員（1名）

19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
 報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
 第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
 第5号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）
 第6号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）
 第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件
 報告第4号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件
 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）
 第8号議案 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

6 事務局 局長 前田 哲弘
 係長 中村 哲也、一瀬 芙美香
 職員 梶原 良太、高柳 佳祐、後田 菜那

1 開会

○事務局

ただいまから「令和8年度第2回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、19番梶原茂農業委員から欠席の届けがあります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、8番福田文夫農業委員、11番田添利弘農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積3,020㎡です。契約者は、記載のとおりです。

2番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積1,298㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番福重、今富町の農地、地目畑及び田、合計面積18,517㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画5番及び10ページの6番と関連があります。

以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目田、合計面積2,290㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、9ページの促進計画1番と関連があります。

2番福重、皆同町の農地、地目田、合計面積4,318㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番福重、草場町の農地、地目田、合計面積2,832㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、10ページの促進計画7番と関連があります。

以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番松原、野岳町の農地、地目田、現況畑、合計面積1,088㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○松原地区委員

この前、日曜日に4人で行って、確認してきました。

これは譲受人の家の周り、2 か所だったんですけど。差し当たって、別に他の所に問題のあるようなところはありませんでした。

これは畑ということでしたけども、水路もちゃんとしているし、田んぼにもできるということ。

所有権の移動ということで、別に問題ありませんでした。

何か他で、審議してもらおうようなことがあれば、よろしくお願いします。

○議長

1 番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

私から良いですか。

譲受人は、何年か前に新規就農された人ですね。

○松原地区委員

3 年位前ですかね。

空き家を借りてすぐ下に広い土地があって、その中の一部の農地で露地野菜を作っておられたんですけども。

すぐ近くに、親さんが事業をされてて。それを加勢しておられるんですよね。それで、専業じゃないんですよね。

で、ここの中古住宅を求めて、野岳町の方に移動されて。そのすぐ周りの土地を2 筆求められて、農業をされるようです。

○議長

何か皆様から、ご意見ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

1 番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番松原は許可することとします。

次に、4 ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。ここで、お諮りします。1 番西大村は、5 ページの第3号議案4 番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番西大村、第3号議案4 番西大村は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、4ページからご説明します。

第2号議案1番西大村、水田町の農地、地目畑、現況宅地、面積119㎡の内35㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、違反転用の簡易追認案件となります。

顛末書によると、昭和55年に、申請者が自宅を建築した際、許可を受けないまま農地の一部を進入路に転用したもので、現在も申請者が転居後の自宅への進入路として使用しています。今回、申請者の子が住宅を建て替えようとしたところ、違反転用が判明したため、違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。

4月23日に土地の所有者から顛末書が提出されたことに伴い、5月1日に県に違反転用の報告を行いました。県より、長崎県農地転用事務指針第4条の1(3)「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「③非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地」に該当するとの通知を、5月11日付けで受けています。

追認する内容は、現状のまま進入路として使用するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南東側の里道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は、進入路のため発生しません。隣接する農地は、南西側にありますが、第3号議案4番西大村で進入路として拡幅予定です。

資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

5ページをお願いします。

第3号議案4番西大村、水田町の農地、地目畑、面積119㎡の内83㎡。併用地として借用予定の宅地を含む全体面積は354.97㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画で、その進入路の拡幅部分が今回の申請地となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南東側の里道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、進入路のため発生しません。隣接する農地は、南東側及び南西側にあります。

資金については、融資証明書及び預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、第2号議案1番及び第3号議案4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日、日曜日に見に行って参りました。

今、事務局の方から説明がありましたように、もうほとんど説明することはないんですが。

一部、家を建ててる本人さんにお伺いしたところ、その昭和55年に建てた時に、全く知らないで建ててしまって。今回、娘さんが帰ってくるということで、建てようとしたら、そういう風になってたということで、この申請をやり直したということです。

もう1つは、これに入っていく進入路が狭いものですから、そこを広げて道路を確保するというので、申請されたようです。

見てきたところ、周りは本人さんの畑があるだけで、問題はないと見て参りました。よろしくお願いいたします。

○議長

第2号議案1番西大村及び第3号議案4番西大村について、ご質問等はありませんか。

○委員

自分らが、毎年確認をして気づかなかったのかもしれないんですけど。農地として今まで上がってなかったような所が、たまに農地転用で出てくるんですけど。

毎年、全部確認するじゃないですか。そこに載ってるはずなんですよ。なんですけど、ここは、見た記憶が全くなくて。この田んぼと、道になってる今回申請と、簡易追認されてる農地が3件並んでれば、気づくと思うんですけど。

これは確実に、毎年、確認する所に載ってるものなんでしょうか。

○事務局

分筆を、今回されているみたいですね。だから、利用状況調査では、1筆で見てらっしゃる。だから、その時には、違反転用というのに、おそらく気づいていらっしゃらない。ほんの一部がそうだった、という所ですね。追認案件の部分だけが、ちょっと違反だった、という所で。

で、今回の件で、分筆をされたという。そこで違反転用が分かったという所ですね。

○議長

状況調査の時は、結局、大まかに印が付いてるようなもので。

他に何かありませんか。

それでは、お諮りします。

第2号議案1番西大村及び第3号議案4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第2号議案1番西大村及び第3号議案4番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、富の原の農地、地目畑、現況宅地、面積39㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、違反転用の簡易追認案件となります。

顛末書によると、昭和45年に、申請者の父が隣接地に住宅を建築する際、倉庫を建築するとして農地転用の許可を受けましたが、完了届が提出されておらず、倉庫が建築されたか不明です。その後平成4年に住宅が建て替えられ、庭の一部として使用。令和5年に申請者が相続し、現在も庭敷きとして使用しています。今回、申請者が筆界未定を解消するため敷地を合筆登記しようとしたところ、違反転用が判明したため、違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。

4月6日に土地の所有者から顛末書が提出されたことに伴い、4月10日に県に違反転用の報告を行いました。県より、長崎県農地転用事務指針第4条の1（3）「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「③非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地」に該当するとの通知を、4月16日付けで受けています。

追認する内容は、現状のまま庭敷きとして使用するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は南西側の集水桝を経由して水路へ放流。汚水、生活雑排水は、庭敷きのため発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

24日に、竹松地区農業委員・推進委員、現地の確認をしております。

今、お話がありましたように、1度、農地転用の許可を受けてらっしゃったんですけども、その後、完了していないというか、放置されたままの状況になっていたものだという風に思います。

県も簡易手続き相当という風に判断をされておりますし、ご覧のとおり、近隣に農地もございません。

現況のまま利用するということでございましたので、竹松地区農業委員・推進委員としては、何ら支障がないものという風に判断をしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

2番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、陰平町の農地、地目田、合計面積1,944㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。なお、申請地に隣接する農地の境目も協力地として水路へ勾配を付ける工事が行われるため、後日、農地改良届が提出される予定です。

本件は、平成12年に転用許可を受け、病院を建築する計画でしたが、転用実行者が土地を取得したものの、工事未着手となっていました。前回申請時の転用実行者が逝去され、許可地が相続されて転用許可が無効となったため、今回の譲受人が事業で不足している大型トラクター及び大型レッカー車等の駐車場12台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.20m、盛土規制法による許可申請が提出済である事を確認済です。法面保護をしております。雨水排水は、北側の水路へ放流。地元水利組合が存在しないため、近隣の水利権者から個別に同意書が提出されています。汚水生活雑排水は、駐車場のため発生しません。隣接する農地は、東側及び西側にあります。

資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは、さっき言われたとおり、病院ができる予定で転用されたんですけど、その人が亡くなられた所で。一旦、農転は通っております。法律上もう1回農転が必要ということで、農転を出されたみたいです。

この上と下に田んぼがありますが、下の田んぼは、もう畑になってます。

ここ、市道が狭いんですよね。これ、大型トレーラーが入るというんですけど、市道が幅しないと、多分、トレーラーは入って来れないと思うんですよ。

○事務局

今回、面積が1,944㎡で、市の開発協議の方で道路課も一緒に入って開発の協議を行いますので、そういったところは心配ないのかなと思います。

それと、北側ではなく南側の市道から入って、一旦この敷地に入って、転回スペースを設けてありますので、そこで転回をして、また南側の市道から国道に出られるというようなルートを、確認しております。

○議長

農業委員会としては、周辺の農地に影響はない。で、道自体も、農道・農業用というだけじゃないので、一応市道ですね。

後は、開発協議に委ねて。市道の利用関係と周りの通学路関係は、担当者がしっかりと伝えてください。ものすごく、地元の農業委員さんは、農地のことだけじゃなくて周りのことも心配されてますので。

皆様からご意見、ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番鈴田は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、木場2丁目の農地、地目畑、面積339㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、平成9年に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、転用実行者が土地を取得したものの、工事未着手となっていました。前回申請時の転用実行者が逝去され、許可地が相続されて転用許可が無効となったため、今回の譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画で、改めて転用の申請が提出されました。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、東側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道へ接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区農業委員

この土地は、譲渡人の父が家を建てるということで買ってたんですけども。ここは譲渡人の父が入院してから、土地が荒れ放題で。作物を作った後に、雑草が生えてた所を、今回は、相続人である息子が売りたいということで。

周りは住宅街で、何ら支障もないかなと思って見てきたんですけども。
よろしくお願いします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、玖島2丁目の農地、地目畑、面積705㎡。併用地として購入予定の宅地及び山林を含む全体面積は3,337㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地12区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の0.5mを超える盛土となりますが、開発許可によるみなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高3.30m、盛土最高1.40m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、南西側及び南東側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北東側にありますが、平成30年に非農地と判定しています。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

24日、日曜日、農業委員と推進委員全員で見て参りました。

今の説明のとおりですけど。

もう結構木が生い茂って、大変かと思えますけど。周りは、住宅地と市道に囲まれておりまして、何ら問題ないと見て参りました。

皆様方のご審議を、お願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、大川田町の農地、地目畑、合計面積3,006㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は3,042.04㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲用の店舗用地1区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の0.5mを超える盛土となりますが、開発許可によるみなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.65m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、西側の併用地及び里道に側溝を新設し、北側の里道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局が説明されたとおりでございます。

24日に現地を確認いたしまして。

場所は、元畑地でございます。国道に面した東側の道路が入口になるようでございますが。西側に、併用地が幅2m位の小道ができるようになってます。ここは、ゆくゆくは雨水の排水路を作るという所で、下の雨水路に流し込むという形になると思います。

周辺は宅地ばかりで、農地はありませんので、何ら問題はないかと思っております。
ご審議、お願いします。

○議長

5番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

次に、6ページ。第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、中岳町の農地、地目畑、面積79㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。
申出書によると、現地は自然荒廃により山林になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。都市計画区域外の農地です。

現地写真をご覧ください。現地及び航空写真からも、山林化しているのが確認できます。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

24日に皆さんと現地を見に行きました。

もう、どうしようもないですね。日本全国こういう所が多くて。長崎県、特に大村では萱瀬の方は、こういう木ばかりで。

元は畑だったんですね。けども、山のように、もう年寄りは登り切れなくて管理ができないもので、自然と木が生えて荒廃しております。

皆さんのご審議、よろしくお願いします。

○議長

1番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、中岳町の農地、地目畑、面積495㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

現地写真をご覧ください。現地及び航空写真からも、山林化しているのが確認できます。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

見られたとおり、孟宗竹が生えてるんですよ。筍を採れば旨いんだけど、とてもじゃないということで。先ほどと一緒に、「非農地をお願いします」ということで。本人さんも、見に来られたです。

それで、農地には戻らないということで、皆さんと帰ってきました。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

○議長

2番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

○委員

これは、耕作放棄地というようなことで、現地確認するのに、写真で分かるように、非常に木が生い茂ってるんですね。ですから、境目境目に印を付けてもらうように、今後した方が、現地確認するのに分かりやすいと思うんですよ。

これ2つとも、本人が申請をしていらっしゃると思いますので、そこら辺が良く分かってないと思うんですけども。是非、お願いします。

○事務局

それでは、ちょっと奥の方はもう無理かなと思いますので、手前の見える所は、そういった印をしていただくように、次からはお願いしたいと思っております。

○議長

よろしくお願いします。

他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、7ページ。第5号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案は、農用地の編入に関して市長から農業委員会の意見を求められているものです。

1番三浦、日泊町の農地、地目畑、面積2,542㎡。申請者、所有者は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。今回、果樹経営支援対策事業に取り組むための編入です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

地元農業委員・推進委員で、25日に現地を見に行きました。

この申請者は、前はミカン畑を、お母さんの方が作っておられたんですけど。もう今は、他の人に貸しておられますね。それは今、新規就農でミカンを増やしていらっしゃる方で、その方も呼んで、現地を見てきました。

改植事業をするために、農用地に変えないとできないということで、この申請が上がっているわけです。

皆様のご意見を、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

それでは、1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦については、支障のない旨を回答することとします。

次に、8ページ、第6号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案は、申請地を農用地区域から除外することについて、農業委員会に対し市長から意見を求められているものです。

1番鈴田、岩松町の農地、地目畑、面積2,332㎡のうち68㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。除外後は、4条の許可申請を提出し、申請者が自宅への進入路として利用することを計画しています。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は南側の水路へ放流。汚水、生活雑排水は進入路のため発生しません。隣接する農地は、北側と南側にあります。

なお、申請地は既に約70年前から住宅への進入路として使用されており、舗装が新しくなっている部分は、劣化により崩れかけたため補修したとのこと。顛末書が提出されており、事務局としては追認要件の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地」にあたるかと考えています。現在、簡易追認可能か県に照会中ですので、その回答を得てから鈴田地区の委員に報告させていただきます。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

今、事務局より詳しく説明がありましたので、私からあまり色々補足説明はしなくてもいいかなと。追認の照会を出してあるということでもありますので。

ただ、もう本当に、今住んでいる所が老朽化が進んで、家を建て直そうとした時に、入り口をコンクリートで整備した所は農用地だったということが分かったとは聞いたんですけども。で、今、申請とか何かがストップしている状態で、一刻も早く、とにかく除外を受けられて、家を建てたいとの申請書のことだったです。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田については、県からの追認可能の回答を得て、事務局から鈴田地区委員への結果報告の上、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、草場町の農地、地目田、合計面積1,027㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が農家住宅の建築を計画しています。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。近隣農地への日照等については、建物の高さを6.15m程度に加減するとしています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今、事務局から説明があったとおりでございます。

現地の確認については、昨日、地区委員で確認をしております。

ここで問題になるのが、農用地除外で農家住宅の建築ということでございますが、若干面積が広いような気もするわけですが。計画としては、タブレットにも載っておりますように、苗床とか農業用資材置場というのを計画されております。実は、この方については、農家の後継者。将来的には、家を継がれて後継者として活躍される方ということで、自宅の近くにこういう施設を準備するというようなことで、面積的には広い状態になっているようでございます。

東側に畑があるわけですが、ここについては、地主さんとこの申請者が話をして、「こういう形で家を作りますという同意を取ってください、一応話をしておいてください」と、昨日現地をお願いをしております。

右側に畑があるわけですが、ここについては、日あたりとか特別問題はないということですね。

全体を見て、特別問題が出るような恐れはないという。地区委員が確認をしてきております。

○議長

それでは、2番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

この変更理由の中で、ちょっとお尋ねですけれども。一般個人住宅と農家住宅は、どのように違うんですか。

○事務局

一般住宅は500㎡までと、面積になっております。それから、農家住宅は1,000㎡までということ。

この分は、1,000㎡を若干超えておりますけれども。ちょっと形が歪で、北側のちょっと張り出している所、これが、もう全部進入路ということになりますので。有効となるのは、その進入路を除いたところになりますので。

○議長

他に何か、皆様からご意見、ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

2番福重については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重については、支障のない旨を回答することとします。
続いて、3番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番福重、草場町の農地、地目畑、面積1,453㎡のうち498.59㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が自己住宅の建築を計画しています。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、緩衝地を設けるとしています。雨水は北西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今、説明があったとおりでございます。

ここは、特別問題になるようなことはありません。周りは道で、市道が通っておりますし、申請地の南側については、所有者の土地でございますし。

特別問題はないかな、と見て参っております。

○福重地区委員

ちょっと補足しますけど。

申請地から畑に入るのに、どうやって入っていくのかって。道のことを、少し、私達も考えたんですけど。

今回申請されるのは、地主さんの姪御さんです。進入路は一緒に使われるそうです。奥の畑と申請地の家を建てる所は、一緒に共有の道を作られるそうです。

○議長

それでは、3番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番福重については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番福重については、支障のない旨を回答することとします。

次に、9ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。なお、本議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の会議への出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言は控えをお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、7件の集積配分計画となります。

1番鈴田。利用権を設定する農地は、小川内町の農地、合計面積2,290㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

2番大村。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

3番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

4番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、みかんを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

5番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

10ページ。

6番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、さつまいも・水稻・かぼちゃを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

7番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の5月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、11ページ。報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、久原1丁目の農地、地目畑、合計面積602㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、譲受人が、分譲宅地を造成する計画で平成28年に転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

報告しました件については、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、記載の日付で取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、12ページ。報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、貸付申込者と借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農地は、寿古町の農地、地目田。設定する利用権中、契約当初の面積1,515㎡が、借入申込者が圃場の一部借用から全面借用に変更したことにより面積が2,472㎡に増加したため、賃料を記載の金額に変更されたものです。

○議長

それでは、1番福重について、何かご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

1 番福重を終わります。

続いて、2 番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番福重、貸付申込者と借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農地は、寿古町の農地、地目田。設定する利用権中、契約当初の面積 1, 605㎡が、借入申込者が圃場の一部借用から全面借用に変更したことにより面積が 2, 607㎡に増加しました。賃料は変更ありません。

○議長

それでは、2 番福重について、何かご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

2 番福重を終わります。

次に、13 ページ。報告第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、3 年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、1 番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第 5 号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第 5 号を終わります。

それでは、本日の追加議案の第 8 号議案「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局から説明をお

願います。

○事務局

タブレットの「【追加第 8 号議案】令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）」をご覧ください。

それでは説明いたします。本件は農業委員会等に関する法律第 6 条で規定された農業委員会の法令事務や活動等について、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針などに基づきまして、令和 7 年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況について公表を行うものとなります。この総会で承認をいただいた後に、長崎県及び長崎県農業会議へ報告するとともに、市のホームページに掲載して公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 ページをお開きください。こちらは、昨年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制や農家・農地の概要を記載していますので、説明は省略いたします。

次の 2 ページをお開きください。ローマ数字 2、最適化活動の実施状況になります。ここからは、①現状及び課題と②目標は昨年度分の内容ですので説明は省略し、③実績の内容だけを項目ごとに説明させていただきます。

（1）の農地の集積の、③実績欄をご覧ください。7 年度の新規集積面積は 24.2 ヘクタールで、7 年度末の集積面積の累計はこのページの一番上の表にある、これまでの集積面積 701.9 ヘクタールに今回の実績 24.2 ヘクタールを足して 726.1 ヘクタールとなり、目標に対する達成率は 101.4% となって目標を達成することができました。その下の農業委員会の点検結果は、「6 月と 12 月に農地利用集積対策会議を開催し、農地利用集積推進計画を策定、また農地中間管理機構との連携により、担い手への農地集積が図られた。」としております。

続きまして（2）の遊休農地の発生防止・解消になります。次のページ、3 ページの③実績欄をご覧ください。7 年度の既存遊休農地の解消面積 0.9 ヘクタール。目標は前のページの一番下 9.2 ヘクタールですので、9.8% の達成率で、目標を大きく下回る結果となりました。

その下の黄区分につきましては、「令和 4 年の利用状況調査の結果、解消等へと移行し、0（ゼロ）」としています。

また、その下、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積は 8.0 ヘクタールとなります。

その下の、④その他の欄です。利用状況調査の実施時期は令和 7 年 6 月から 11 月で、調査結果の取りまとめを令和 7 年 11 月に行い、1 号遊休農地の面積が 150.1 ヘクタールとなっております。また、利用意向調査は、令和 8 年 1 月に実施し、令和 8 年 3 月までに回収して、同月までに取りまとめを行っております。その下の農業委員会の点検結果は、「6 月と 12 月に遊休農地解消対策会議を開催し活動計画を策定、また農地中間管理機構との連携により、一定の成果が得られた。」としております。

続きまして（3）の新規参入の促進になります。次のページ、4 ページの③実績欄をご覧ください。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の

面積は、2.8 ヘクタールとなっております。目標が前のページにある 1.2 ヘクタールですので、目標に対する達成状況が 233.3%で、目標を大きく上回り、達成することができました。その下の農業委員会の点検結果は、「4月から毎月、最適化活動会議を開催し推進に努め、新規就農者への農地貸付の同意について理解を得ることができた。」としております。

続きまして 2 最適化活動の活動目標です。ページ一番下の②実績欄をご覧ください。活動強化月間の実績は 3 回。9月に遊休農地の解消、10月に農地の集積、2月に遊休農地の解消の取り組みを実施し、目標を達成しました。

次の5ページをご覧ください。(3)の新規参入相談会への参加です。②実績欄をご覧ください。実績は 0 回です。令和7年度は新規参入相談会への参加はできず、目標を達成することができませんでした。

続きましてその下の欄、目標の達成状況の評語になります。これまで説明しました実績を、国のガイドラインの別表に当てはめて点数を算出しています。

農地の集積の達成率は 101.4%で 3 点、緑区分の遊休農地の解消の達成率は 9.8%で 1 点、新規参入の促進の達成率は 233.3%で 5 点、活動強化月間の実施は目標達成で 1 点、新規参入相談会への参加は未達成で 0 点、合計点数が 10 点となり、令和7年度は「目標に対して、期待を上回る結果が得られた」ということとなりました。皆さん、ご協力いただき、ありがとうございました。

続きましてその下の欄、推進委員等の点検・評価結果となります。これは、先月の総会のときに皆さんにお書きいただいた点検・評価表の結果をもとに人数を入れています。

次の6ページをお開きください。続きまして、ローマ数字の 3、事務の実施状況になります。1の総会・部会の開催実績ということで、総会を毎月 1 回実施していますので、全部の月を 1 としています。次に 2 の農地法第3条に基づく許可事務は、7年度の1年間の処理件数は 28 件で、うち許可が 28 件です。また、処理期間の実施状況については 20 日としており、総会開催日と申請書締切日につきましては、ともに市のホームページで公表しております。

次に 3 の農地転用に関する事務について、1年間の処理件数は 146 件で、うち許可相当 145 件、不許可相当 0 件です。また、処理期間は意見を付して知事への送付を 20 日としています。

最後に、4の違反転用への対応ということで、違反転用解消のために実施した活動の内容としましては、農地パトロールや転用等の現地確認の際による監視活動や、農業委員会だよりによる周知により、1年間の解消実績となっております。

第8号議案の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第8号議案は、提案のとおりとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。